

## 10章 新制度対応分の事業費

第9章における新制度に対応するための施設整備に必要な事業費（概算）は次のとおりと予測しています（平成26年10月現在で算出。国庫補助金については今後制度変更することがありうる）。

金額単位（千円）

年度	整備の内容	事業費	財源内訳	
			補助金	一般財源
H26年度	設計(蹠陀児童会室専用室、トイレ11か所)	9,000	—	9,000
H27年度	工事(蹠陀児童会室専用室、トイレ11か所) 設計(枚方・津田南児童会室専用室、トイレ11か所)	123,000	20,000	103,000
H28年度	工事(枚方・津田南児童会室専用室、トイレ11か所) 設計(桜丘児童会室専用室)	174,000	35,000	139,000
H29年度	工事(桜丘児童会室専用室)	61,000	16,000	45,000
合計	—	367,000	71,000	296,000

## ②男女別トイレの整備

平成 29 年度から段階的に高学年を受入れていくにあたり、男女別トイレが未整備な児童会室のうち、今後閉園幼稚園を活用する児童会室や、①において施設整備を行う予定の児童会室等を除いた 22 児童会室（下欄）について、トイレ整備を行う方針です。このうち高陵、交北、招提児童会室については障害児用トイレが未整備なため、あわせて障害児用トイレの整備を行います。

整備スケジュールとしては、5・6年生の受入れを行う平成 29 年度から使用できるようにするため、平成 27 年度・28 年度に各 11 か所工事を行う予定です。

### <トイレ整備を行う 22 児童会室>

明倫、牧野、高陵（※）、小倉、五常、交北（※）、菅原、招提（※）、中宮、山之上、樟葉西、樟葉南、中宮北、睨陀東、磯島、氷室、藤阪、平野、春日、西牧野、長尾、西長尾（※）障害児用トイレもあわせて整備

### <整備スケジュール>

上記の内 11 か所：平成 26 年度設計、平成 27 年度工事、平成 28 年度より使用  
残りの 11 か所：平成 27 年度設計、平成 28 年度工事、平成 29 年度より使用

## (2) 土砂災害特別警戒区域に指定による専用室の移動

香里児童会室については、平成 26 年度に土砂災害特別警戒区域に指定されたため、計画とは別に緊急対応します。

## (3) 老朽化による建替え

老朽化により建替えが必要な施設の整備については、建築年次や入室児童数等を踏まえ、順次行っていきます。なお、学校施設整備計画に基づく学校施設の整備と児童会室の建替え時期とが重複する場合は、安全性、利便性等の観点から学校内に児童会室の専用室を整備することも含めて検討を行っていきます。

## 9章 施設整備に係る今後の方向性と整備スケジュール

### (1) 新制度に対応するために整備が必要となる施設

新制度に対応していくに当たり、施設が不足すると推測される9児童会室の施設整備と22児童会室の男女別トイレの整備について、財政負担の平準化も考慮し、次のとおり行っていく考えです。

#### ①専用室の整備

8章において、施設が不足すると推測されるのは下表の9児童会室です（香里児童会室を除く）。整備の方向性としては、余裕教室の活用を最優先に、小学校全体の児童数の増加により余裕教室を使用できない施設を整備の対象とします。整備のスケジュールについては、施設が不足する年度と財政負担の平準化等も考慮し、次のとおりとします。

新制度に対応するために専用室の整備が必要な児童会室

児童会室	活用開始年度	整備内容とスケジュール	施設整備
中宮	H 27年度～	余裕教室活用（予定）	—
山之上	H 27年度～	余裕教室活用（予定）	—
春日	H 27年度～	余裕教室活用（予定）	—
中宮北	H 30年度～	余裕教室活用（予定）	—
磯島	H 30年度～	余裕教室活用（予定）	—
蹉陀	H 28年度～	平成26年度設計、平成27年度工事	○
枚方	H 29年度～	平成27年度設計、平成28年度工事	○
津田南	H 29年度～	平成27年度設計、平成28年度工事	○
桜丘	H 30年度～	平成28年度設計、平成29年度工事	○

留守家庭児童会入室児童数推計

室NO	児童会室	H26状況		受入可能人数	設置可能数	H27推計(1~4年)			H28推計(1~4年)			H29推計(1~5年)			H30推計(1~5年)			H31推計(1~5年)		
		児童数	設置班数			児童数	必要班数	不足班数	児童数	必要班数	不足班数	児童数	必要班数	不足班数	児童数	必要班数	不足班数	児童数	必要班数	不足班数
1	關成	110	3班	150	3班	102	3班		103	3班		103	3班		104	3班		95	2班	
2	山田	39	1班	50	1班	39	1班		38	1班		40	1班		44	1班		41	1班	
3	香風	84	2班	98	2班	88	2班		85	2班		101	3班	1班	110	3班	1班	109	3班	1班
4	明倫	41	1班	50	1班	42	1班		40	1班		44	1班		44	1班		47	1班	
5	津田	89	2班	141	3班	93	2班		92	2班		104	3班		119	3班		102	3班	
6	牧野	100	2班	166	4班	98	2班		98	2班		105	3班		119	3班		107	3班	
7	香藤	68	2班	98	2班	74	2班		75	2班		79	2班		77	2班		79	2班	
9	高陵	23	1班	50	1班	23	1班		24	1班		26	1班		30	1班		31	1班	
10	小倉	110	3班	148	3班	113	3班		104	3班		106	3班		102	3班		105	3班	
11	榊葉	81	2班	137	3班	80	2班		83	2班		96	2班		107	3班		112	3班	
13	殿山第二	77	2班	140	3班	79	2班		80	2班		87	2班		91	2班		93	2班	
14	陸路	91	2班	98	2班	88	2班		91	2班		96	3班	1班	101	3班	1班	104	3班	1班
15	五常	48	1班	100	2班	52	2班		53	2班		53	2班		54	2班		56	2班	
16	交北	70	2班	87	2班	73	2班		73	2班		78	2班		87	2班		88	2班	
17	菅原	96	3班	139	3班	97	3班		92	3班		103	3班		110	3班		111	3班	
18	招携	62	2班	98	2班	66	2班		67	2班		71	2班		75	2班		74	2班	
19	牧方第二	88	2班	150	3班	86	2班		88	2班		92	2班		103	3班		102	3班	
20	田口山	79	2班	141	3班	72	2班		70	2班		72	2班		79	2班		74	2班	
21	中宮	77	2班	71	2班	89	3班	1班	65	3班	1班	89	3班	1班	92	3班	1班	94	3班	1班
22	牧方	96	2班	99	2班	103	3班	1班	110	3班	1班	128	3班	1班	142	3班	1班	142	3班	1班
23	山之上	99	2班	83	2班	97	3班	1班	95	3班	1班	103	3班	1班	105	3班	1班	102	3班	1班
24	津田南	130	3班	126	3班	131	4班	1班	131	4班	1班	152	4班	1班	162	4班	1班	159	4班	1班
25	榊葉西	106	3班	130	3班	96	3班		98	3班		100	3班		96	3班		92	3班	
26	榊葉南	49	1班	81	2班	53	2班		52	2班		57	2班		54	2班		55	2班	
27	菅原東	126	3班	147	3班	118	3班		121	3班		131	3班		145	3班		141	3班	
28	中宮北	41	1班	50	1班	44	1班		44	1班		48	1班		58	2班	1班	56	2班	1班
29	陸路東	61	2班	87	2班	62	2班		62	2班		66	2班		70	2班		71	2班	
30	榊葉	65	2班	98	2班	75	2班		82	2班		95	2班		100	3班	1班	114	3班	1班
31	氷室	55	2班	100	2班	57	2班		54	2班		57	2班		59	2班		57	2班	
32	藤原	79	2班	98	2班	88	2班		85	2班		92	2班		95	2班		89	2班	
33	平野	68	2班	98	2班	69	2班		76	2班		83	2班		88	2班		83	2班	
34	桜丘	80	2班	100	2班	81	2班		80	2班		91	2班		105	3班	1班	108	3班	1班
35	殿山第一	55	2班	98	2班	62	2班		64	2班		72	2班		82	2班		82	2班	
36	春日	94	2班	91	2班	93	3班	1班	96	3班	1班	99	3班	1班	104	3班	1班	98	3班	1班
37	西牧野	26	1班	47	1班	28	1班		29	1班		35	1班		39	1班		41	1班	
38	山田東	52	2班	100	2班	51	2班		51	2班		53	2班		55	2班		49	1班	
39	陸路西	89	2班	100	2班	85	2班		80	2班		88	2班		89	2班		88	2班	
40	長尾	70	2班	85	2班	62	2班		60	2班		65	2班		68	2班		66	2班	
41	川越	46	1班	98	2班	42	1班		42	1班		43	1班		44	1班		40	1班	
42	桜丘北	67	2班	150	3班	69	2班		69	2班		76	2班		84	2班		82	2班	
43	榊葉北	29	1班	50	1班	28	1班		30	1班		32	1班		32	1班		31	1班	
44	招携	82	2班	98	2班	81	2班		83	2班		89	2班		95	2班		94	2班	
45	東香里	22	1班	50	1班	25	1班		24	1班		26	1班		31	1班		32	1班	
46	伊加賀	97	2班	150	3班	94	2班		95	2班		97	2班		102	3班		97	2班	
47	西長尾	78	2班	87	2班	71	2班		70	2班		73	2班		80	2班		72	2班	
	合計	3,294	86班	—	—	3,819	93班	5班	3,323	93班	5班	3,596	97班	7班	3,810	103班	10班	3,766	100班	10班

## 8章 各留守家庭児童会室の将来推計

---

### (1) 推計を行う上で使用するデータ

各児童会室の将来推計を行う上で、次の3つのデータを使用します。

- ①学校規模調整課作成の将来推計（平成26年5月1日現在）
- ②留守家庭児童会室入室割合
- ③5・6年生の入室希望割合（※）

（※）3・4年生の入室児童の保護者全員に対し平成26年4月に「5・6年生になってから留守家庭児童会室を利用したいか」について調査。このうち「5年生まで利用したい」割合と「6年生まで利用したい」割合をそれぞれ算出。この数値を5・6年生の入室割合として使用する。

### (2) 推計の方法

入室児童割合の増加も踏まえながら、上記①に②と③の割合を掛け合わせ、各年度の留守家庭児童会室の入室児童数を推計します。

### (3) 将来推計と受入可能人数を比較して不足する施設を抽出

上記(2)で算出した将来推計と7章の考え方で算出した受入可能人数を比較して、必要な班数を割り出します。次に、この必要な班数と現施設で設置可能な班数とを比較して、専用室が不足する施設を選び出します（次ページ）。

## 7章 閉園幼稚園施設の活用と各留守家庭児童会室の定員、受入可能人数

### (1) 閉園となる幼稚園施設の活用

平成26年度をもって閉園となる津田幼稚園・殿山第二幼稚園について、幼稚園施設を改修し、児童会室として活用する方向性を決定しており、改修工事等を行った上で平成28年度からの活用を目指します。

### (2) 各留守家庭児童会室の定員設定

上記の使用可能な施設をすべて含めて、各児童会室の面積において、一人あたり1.65㎡を確保することを基準として、部屋ごとに使用できる人数を割り出します。このうち、40人を超える場合は定員を40人とし、40人を下回る場合はその数字を定員とします。

### (3) 各留守家庭児童会室の受入可能人数の設定

各児童会室における受入可能人数は国通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（平成26年5月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において、「一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、（中略）毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいう」とされています。

本市においては、平均登室率が例年8割を超えないことから（各月においても同様の傾向）、定員の125%までを受入可能人数とします。

<過去5年間の平均登室率>

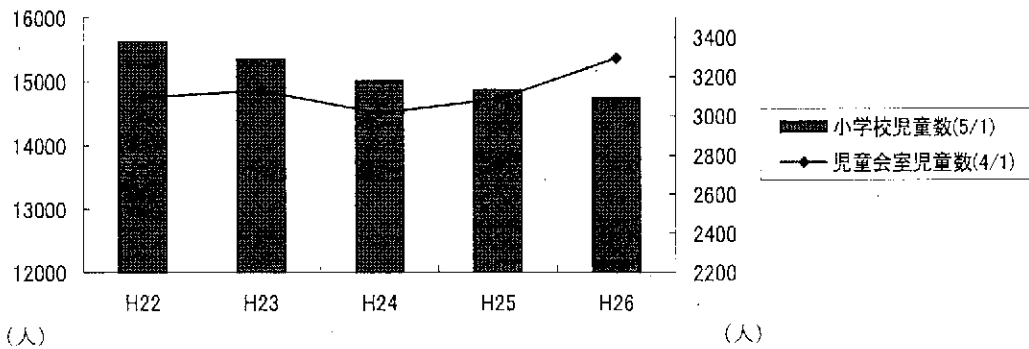
年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
平均登室率	76.2%	77.1%	76.3%	76.9%	76.0%

<平成25年度の月別平均登室率>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
78.5	80.7	79.8	77.8	57.1	80.5	80.1	80.1	76.8	76.3	73.4	73.7

(%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	5か年の増減
児童会室児童数 (各年4月1日現在)	3,095人	3,129人	3,017人	3,088人	3,294人	106.4% (199人)
市立小学校の児童数 (1～4年生) (各年5月1日現在)	15,623人	15,352人	15,003人	14,871人	14,734人	94.3% (△889人)
児童会室在籍率	19.8%	20.4%	20.1%	20.8%	22.4%	2.6%



## (2) 留守家庭児童会室の職員体制

1班につき2名配置

- ・事務所担当、ブロック担当を別途配置
- ・臨時職員を配慮のいる児童の加配要員、欠員要員等として別途配置

## (3) 施設の状況

市立45小学校に児童会室の専用室を設置しています。班体制は臨時定員の設定により1～3班となっており、平成26年度当初は全86班で運営しています。

## 6章 留守家庭児童会室の現状

---

### (1) 留守家庭児童会室の概要

#### ■設置目的

保護者の就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない児童の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資することを目的として、市内 45 小学校に児童会室を設置しています。

#### ■開室日・開室時間等

- ①開室日：下記休室日を除く。
- ②休室日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、準備休室日（3月30、31日）
- ③開室時間：平常時 午後0時45分～午後7時  
：春夏冬季休業時 午前8時30分～午後7時

#### ■定員

各室 50 人。1 月末の申し込み状況により臨時定員を設定。

#### ■保育料

保育料：1 人につき月額 7,200 円（同一世帯に児童が 2 人以上入室している場合は、2 人日から 3,600 円）※平成 26 年度から当分の間の措置  
減免制度あり。

#### ■障害のある 5・6 年生の受入れ

平成 23 年度から障害のある 5・6 年生の受入れを民間委託により行っています。開設している児童会室は、牧野、枚方第二、藤阪、伊加賀の 4 か所で、1 年生から 4 年生までの児童会室とは別に専用室を設けています。

定員は各 5 人で、入室要件は 1～4 年生の児童会室の要件に加え、入室する児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所持していること。保育料は同様です。

#### ■入室数の推移

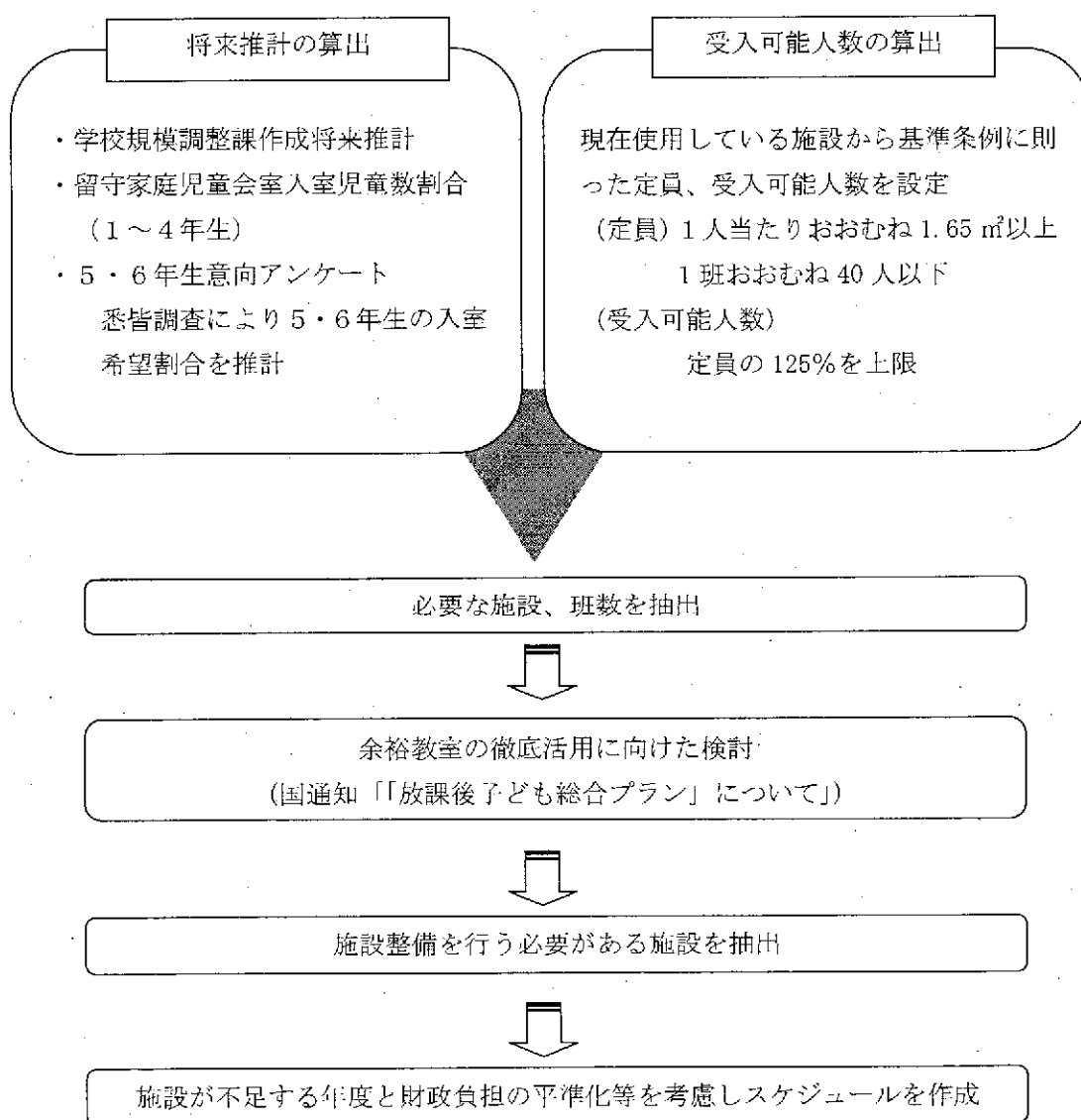
市立小学校の児童数はこの 5 年間はゆるやかに減少しています。その一方で、児童会室の児童数は平成 24 年度を除きおおむね横ばいですが、平成 26 年度は前年度より 200 人強増加しています。また、在籍率は年々増加しており、児童会室への需要は高い状況が続いています。



## 5章 計画の策定フロー

児童数の将来推計、現施設における受人可能人数の算出により施設整備が必要な留守家庭児童会室を抽出します。

必要な施設については、「放課後子ども総合プラン」について」の中で、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること、また既に活用している余裕教室についても、改めて放課後児童クラブ等に利用できないか検討することが重要であると示されており、余裕教室の活用を最優先に検討を行い、活用ができない場合に専用室の建替え、増改築等の施設整備を行うこととします。



## 4章 計画の考え方

---

### (1) 対象学年の拡大による児童数増加に対応

児童福祉法改正により、対象年齢がこれまで「おおむね10歳未満」であったのが、小学校全学年が対象となりました。本市では障害のある児童の5・6年生受入については、平成23年度から先行して民間委託により実施してきましたが、法改正を契機に、平成29年度から5年生まで、平成30年度から6年生までと、対象学年の拡大を段階的に行い、入室児童数の増加に対応するために必要な施設整備を行います。

<必要な作業>入室児童数の将来推計値を算出

### (2) 基準条例に則った運営

基準条例では、児童1人あたりの面積や集団の規模等を定めており、これらの規定に則った運営を行うための施設整備を行います。

- ・児童1人あたりの面積…おおむね1.65㎡以上
- ・集団の規模…おおむね40人以下

<必要な作業>現施設における受入可能人数を算出

### (3) 障害のある5・6年生児童の受入れを全留守家庭児童会室において実施

障害のある5・6年生児童の受入れ事業については、専用スペースや専門的な人員確保の問題から、現在民間委託により4か所の拠点方式で行っています。今後の方向性としては、5年生に進級しても児童会室を変わることなく、地域の子どもたちと継続して生活していくことが望ましいことから、(1)における対象学年の拡大にあわせ、障害のある5・6年生児童の受入れについても平成29年度から全児童会室で行うことを想定し、専門研修、加配職員の配置の検討等必要な準備を行います。また、今後も使用可能な施設については、平成29年度以降は児童会室施設として活用する予定です。

### (4) 男女別及び障害児用トイレの整備

高学年の受入れを開始する平成29年度までに、男女別トイレが未整備な児童会室について、順次整備を行うこととします。また、障害のある5・6年生児童を全児童会室で受入れていくに当たり、障害児用トイレの整備についても男女別トイレの整備とあわせて行っていきます。

### (5) 学校施設整備計画との整合

学校施設の老朽化や児童数の増減等について計画的に対応していくため、教育委員会において学校施設整備計画の策定を予定しています。児童会室の施設整備については、学校施設整備計画との整合性を図りながら、今後は校舎内での児童会室設置も検討し、効果的効率的に行います。

### 3章 関連計画における位置付け

#### (1) 「枚方市総合計画」における位置付け

留守家庭児童会室事業は「枚方市総合計画」の施策目標「子どもたちを育む環境を整える」に位置付け実施しています。

#### <第4次枚方市総合計画 第2期基本計画>

留守家庭児童会室運営に係る事業は、枚方市総合計画において、次の中で位置付けています。

《基本方向》自他を生かす力を持つ子どもたちを育む

《施策目標》子どもたちを育む環境を整える

#### (2) 「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の詳細計画

「枚方市総合計画」における分野別行政計画で、「子ども・子育て支援法」の法定計画である「枚方市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」の詳細計画として「留守家庭児童会室施設整備計画」を策定します。

#### <枚方市子ども・子育て支援事業計画>

「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画であり、設定すべき目標事業量の中に放課後児童健全育成事業が含まれています（平成26年4月には次世代法が改正され、有効期限が10年延長されたことに伴い、次世代法に基づく市町村行動計画を一体のものとして策定）。

#### 〔施策目標と推進方向〕

◇子育てと仕事の両立支援>放課後児童対策の充実

◇子どもの生きる力を育む環境の整備>障害のある子どもへの支援の充実

#### 〔放課後児童健全育成事業の目標事業量〕

	第1年度 H27年度	第2年度 H28年度	第3年度 H29年度	第4年度 H30年度	第5年度 H31年度
量の見込み	3,810	3,810	3,810	3,810	3,766
確保方策	3,319	3,323	3,596	3,810	3,766

詳細

#### 留守家庭児童会室施設整備計画

#### (3) 計画の期間

事業計画の計画期間に準じ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## ■基準条例の制定

本市においては「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）」を平成26年9月に制定しました。

条例を定めるに当たっては、省令で「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されており、この規定に準じています。なお、参酌基準については経過措置を設けることを可能とすることが示されており、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、今後も増加する保育需要への対応を優先しつつ、施設の面積及び集団の規模については、当分の間、経過措置を設けています。今後は計画期間内においてできる限り早期に基準を満たすよう、施設、人員体制の整備に取り組みます。

## ■「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後子供教室との一体型の推進

国は「放課後子ども総合プラン」について（平成26年7月31日 文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、全ての就学児童が安全・安心に放課後を過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施するよう促進しています（※）。

本市においては、放課後子供教室の運営形態の一つとして、児童生徒の自学自習力の向上を図るため、パソコンを使った自学自習力支援システムを活用して「放課後自習教室」を実施しており（参加費無料、全学年対象）、留守家庭児童会室（以下「児童会室」という。）の入室児童も参加しています。

両事業の一体型の推進方策については、「子ども・子育て支援事業計画」に位置付け、一層の促進を図っていきます。

（※）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室…児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。

## 2章 計画策定の背景

### (1) 放課後児童健全育成事業に係る国の位置付け

放課後児童健全育成事業が法律に位置付けられたのは、平成9年の児童福祉法の改正からです。続いて、平成10年に社会福祉法において第二種社会福祉事業として位置付けられました。

また、放課後児童健全育成事業の水準を国として定めていたのは、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と国庫補助基準（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日文科科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））の2つでした。

### (2) 平成27年度から子ども・子育て支援新制度のもとで事業を推進

#### ■地域子ども・子育て支援事業として位置付け

新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法では認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）等の創設に加え、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

放課後児童健全育成事業は、このうち地域子ども・子育て支援事業（市町村事業：市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う）の一つとして位置付けられました。

#### ■新制度による変更点

子ども・子育て関連3法における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業で変更になった主な内容は以下のとおりです。

##### <児童福祉法改正により変更になった主な内容>

- ①対象児童が小学校全学年に拡大（現行ではおおむね10歳未満の児童）
- ②市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない（新設）

上記②により定める基準の主な内容は以下のとおりです。

##### <条例に定める基準の主な内容>

- ①専用区画の面積は児童1人あたりおおむね1.65㎡以上
- ②支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置し、その内1人は有資格者
- ③児童の集団の規模はおおむね40人以下

## 1章 計画策定の趣旨

---

本市では、保育に欠ける児童の豊かで安全な放課後の生活を確保するため、当時の文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始した昭和41年に全国に先駆け、開成・山田地区に留守家庭児童会室を開設し、昭和59年には市内全小学校に設置しました。その後、国では都市児童健全育成事業、都市児童館事業、放課後児童対策事業と新たな施策が打ち出される中、本市においては昭和63年「保護者の労働・病気等の理由により、その保育に欠ける児童の豊かで安全な放課後おける生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資する」ため、枚方市留守家庭児童会室の事業実施に係る「枚方市立留守家庭児童会室条例」を制定しました。

その後、平成9年には児童福祉法の改正で学童保育が法制化され、第二種社会福祉事業に位置付けられるとともに、平成19年には放課後児童健全育成事業の量的確保を図るため、補助金が強化一元化され、厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」がスタート。厚生労働省から初めて「放課後児童クラブガイドライン」が示されました。平成24年には「子ども・子育て支援法案 児童福祉法改正案が可決・成立し、放課後児童クラブの対象児童の拡大や市町村事業としての位置付けの明確化、さらには基準条例の制定、事業計画の策定が義務化されました。

いよいよ平成27年度から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」において、留守家庭児童会室事業が地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。本市においても新制度開始に向けて、設備や運営に係る基準を設け、保育の質を向上させるための「枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成26年9月に制定しました。また、対象学年が6年生まで拡大することにも対応していくために施設整備を進め、保育の量的確保を行うための準備を進める必要があります。

そのため、事業計画に規定する確保方策を着実に実行するために必要な施設を精査し、中長期的な視野と財政負担の平準化も踏まえながら、計画的に整備を進めていくために、事業計画の詳細計画として「留守家庭児童会室施設整備計画」を策定するものです。

## 目 次

1章 計画策定の趣旨	1
2章 計画策定の背景	2
3章 関連計画における位置付け	4
4章 計画の考え方	5
5章 計画の策定フロー	6
6章 留守家庭児童会室の現状	7
7章 閉園幼稚園施設の活用と各留守家庭児童会室の定員、受入可能人数	9
8章 各留守家庭児童会室の将来推計	10
9章 施設整備に係る今後の方向性と整備スケジュール	12
10章 新制度対応分の事業費	14

# 留守家庭児童会室施設整備計画

平成26年12月

枚方市